

30 周知の埋蔵文化財包蔵地における届出・通知制度

●担当課
文化財・博物館課
史跡・埋蔵文化財担当
(電話048-830-6988)

目的

全県域に所在する周知の埋蔵文化財包蔵地を保護し、その活用を図るため、同包蔵地内の土地の掘削又は盛土をする場合には、文化財保護法の規定に基づき県教育委員会宛て届出・通知を義務付けている。

制度概要

1 開発行為の届出

民間の団体・法人又は個人が、土木工事等のため、周知の埋蔵文化財包蔵地内を開発しようとする場合には、文化財保護法第93条の規定に基づき、工事に着手しようとする60日前までに、県教育委員会宛て届け出なければならない。県教育委員会は、届出者に対し、必要な事項を指示することができる。

2 土木工事等の通知

国の機関、地方公共団体又は国若しくは地方公共団体の設立に係る法人で政令で定めるものが周知の埋蔵文化財包蔵地内で土木工事等を行う場合には、文化財保護法第94条の規定に基づき、事業計画の策定に当たってあらかじめ県教育委員会にその旨を通知しなければならない。県教育委員会は、国の機関等に対し協議を求め、又は勧告をすることができる。

●事業主体

工事主体者

●根拠法令等

文化財保護法（昭和25年法律第214号）第93条、第94条、第184条

●創設年度

昭和25年5月30日

●制度の留意点

農業基盤整備事業に係る農家負担分、個人住宅の建設に係る発掘調査費について、国庫補助事業の対象となる。（国庫補助1/2）

■埋蔵文化財の保護と開発に係るフロー

